

日本脳炎予防接種のお知らせ

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ヒトから直接ではなく、ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。ヒトからヒトへの感染はありません。

患者の発生は西日本地域が中心ですが、ウイルスは西日本を中心として日本全体に分布しています。飼育されているブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月頃まで続きますが、この間に、地域によっては、約80%以上のブタが感染しています。以前は小児、学童に発生していましたが、予防接種の普及などで減少し、最近では高齢者を中心に患者が発生しています。感染者100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%と考えられており、神経の後遺症を残す例が多い。脳炎のほかに髄膜炎や夏かぜ様の症状で終わる人もいます。

「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

日本脳炎予防接種は、予防接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種に同意したときに限り行われます。また、大館市の定期予防接種の対象者は、大館市に住所登録されているかたとなります。

1. 予防接種の受け方

●1期初回接種

対象者：生後6か月から90か月に至るまでのかた（7歳6か月目の誕生日前日まで）標準として3歳児。
接種の仕方：6日以上の間隔をおいて2回皮下注射をします。標準として6日から28日までの間隔をおいて。

●1期追加接種

対象者：生後90か月に至るまでのかた（7歳6か月目の誕生日前日まで）標準として4歳児。
接種の仕方：初回接種（2回目）を終了後、少なくとも6か月以上の間隔をおき、1回皮下注射をします。
標準的な接種期間は、初回（2回目）終了後おおむね1年後。

●2期接種

対象者：9歳以上13歳未満のかた（9歳の誕生日前日～13歳の誕生日前日）標準として9歳児。
接種の仕方：1回皮下注射をします。お勧めする接種期間は、1期追加接種終了から4～5年後。

*他のワクチンとの同時接種は、医師が特に必要と認めた場合可能です。

●日本脳炎予防接種の勧奨が差し控えられたかたに対する接種機会の確保

*平成19年4月1日までに生まれた20歳未満のかたは、1期・2期の計4回の接種が終わっていない場合、20歳の誕生日前日まで定期接種ができます。

○平成23年5月19日以前に、1期接種を一度もしていない場合は、通常の実施方法に沿って接種してください。

※1期初回接種は6日以上の間隔をおき2回、1期追加接種はその後おおむね1年の間隔をおいてください。

○平成23年5月19日以前に1期を1回以上接種したかたで、1期初回・1期追加接種が不十分な場合は、残りを6日以上の間隔をおいて接種できます。医師とご相談のうえ接種してください。

○2期接種は、1期接種終了後6日以上（お勧めする期間は4～5年後）の間隔をおいて、接種してください。

<保護者同伴> 原則として保護者同伴

保護者以外（祖父母等）が同伴する場合は、保護者が記入した委任状が必要です。また、**13歳以上16歳未満のかた**で保護者が同伴できない場合は、このお知らせを読み、理解し納得したうえで「**予診票**」及び「**保護者同伴なし同意書**」に**保護者自らが署名することによって**、保護者が同伴しなくても予防接種を受けることができます。

（裏面も必ずご覧ください）

2. 予防接種を受けることができない人

- ①熱のある人（接種場所で測定した体温が37.5℃を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分でアナフィラキシーを起こしたことのある人
 - ※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことで、発汗、顔の腫れ、全身じんましのほか、吐き気、嘔吐、声が出にくい、息が苦しい等の症状やショック状態になるような激しい全身反応のことです。
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

3. 予防接種を受ける際に、医師と相談が必要な人

次に該当する人は、予診する医師の参考として診断書が必要な場合もありますので、あらかじめ主治医と相談をしてください。

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療や指導を受けている人
- ②予防接種後2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人。
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものもありますので、これらに対してアレルギーがあるとされた人

【13歳以上の女性のかたへの注意事項】

妊娠中もしくは妊娠している可能性がある場合には原則接種はしませんが、予防接種の有益性が危険性を上回ると医師が判断した場合は、接種可能ですので、医師と相談してください。

4. ワクチンの副反応

平成25年度の予防接種後健康状況調査(厚生労働省)によると接種後の37.5℃以上の発熱は、1期初回の翌日に最も多く2.4%、次いで接種当日で1.9%でした。これを38.5℃以上の発熱でみると接種当日が1.0%、接種翌日が0.8%でした。接種部位のはれなどの局所反応は第1期接種翌日での発生が1.4%、接種2日目が0.4%で、第2期での発生が最も多く、接種1日目がピークで3.8%でした。

5. 予防接種による健康被害救済制度

- ・定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
 - ・健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
 - ・ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。
 - ・予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の対象、額等が異なります。
- ※給付申請の必要が生じた場合、診察した医師が健康課へお問い合わせください。

6. 接種後の注意

- ①予防接種を受けた後30分は接種会場でお子さんの様子を見てください。
- ②接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- ③入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動を避けてください。
- ⑤日本脳炎ワクチン接種後、1週間は副反応の出現に注意し、体調に変化があった場合は医師にご相談ください。

ご不明な点、ご心配な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

大館市健康課 Tel0186-42-9055